

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十四号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員 池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
飯島連次郎君
片柳 眞吉君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

衆議院議員

藥師神岩太郎君
坂田 英一君

政府委員

農林省農政局長 小倉 武一君
農林省農政局長 安樂城敏男君
農林省農政課長 倉田 吉雄君
農林省農政課長 黒川 計君
農林省農政課長 眞治君

説明員

農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君
農林省農政課長 眞治君

本日の會議に付した事件
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
(衆議院提出)

○主要農作物種子法案(衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。議事日程に入る前にちよつと御相談いたしたいことがありますので、お願いいたします。ちよつと速記をとめて。

午後一時四十分速記中止

午後一時五十九分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて頂きます。

なお、来週の日曜日はお手許にお配りしたような順序で行いたいと思ひますので、御了承をお願いいたします。

それでは昨日に引き続きして急傾斜地帯農業振興臨時措置法案につきまして質疑を続行いたしたいと思います。

最初に私からちよつと、これは提案者というよりもむしろ政府のほうにお尋ねしたいことがあるのですが、先に積雪寒冷地帯臨時措置法案ができて、今又この急傾斜地帯農業振興臨時措置法案が成立せんとおられるわけでありすが、こゝろ特殊な積雪寒冷地帯、或いは特殊な急傾斜地帯等の振興措置法の成立は大いに望ましいところであるし、そういう地帯の根本的な改善ということは我々としても十分意図しなければならぬところでありすが、私はさきに九州地方の一部を見て来て非常に感じたことは、日本農業の一般

的な概念の中で通常の考え方、こゝろいう地帯が取扱われるかどうかという点を考えますという、かなりこれは特殊な地帯として別の考えを持つ人があるという、これを非常に強く感じなければならぬ。例へば国民生活の中における生活保護法、これはこゝろ言葉が安当かどうか知りませんが、とにかく特殊な生活保護ということと同じような立場でこの農業の中の特殊地帯というものが改善されなければならぬ、そういう意味からこゝろ立法が促進されることは非常に願ひしいことではあります、ただ問題はこれがまあ次ぎ／＼この該当地域としての境界が不明確であるような地域でもどんどん編入して行くというやうなことになるて来ますという、この特殊立法というものの意義が非常になくなつて来る。一般の土地改良とこの特殊地域との関係というものがどういふところに境界を求めるといふことは非常に困難な問題になると思ひます。常には私困難な問題になると思ひます。或いはシラス地帯というやうにそれだけの特殊立法が日本全国のあらゆる地域に万遍なく行き渡るというやうなことになる、これは一体全般的な土地改良とどういふ関係に立つのかという非常な原則的な問題にぶち当たると思ひます。従つて私は得得べくんばこゝろ特殊立法は昨日も岡村委員からお話がありましたやうに、非常にこゝろ特殊地帯の、困難を蒙り又農業振興の不可能な地域に特に重点

を置いてその成果を期待するやうな方法をとらないという、一般的、普遍的になるのは結構ではあるが、そのこゝろが又同時に一般の土地改良等の境界が不明になつて来て、特殊立法の意味というものが不明確になつて来るといふ嫌ひがあると思ひますので、この辺を一体立案者というよりもむしろ農林当局でどういふふうにお考えになつておるかお尋ねしたいと思ひるのであります。

○説明員(堀真治君) 一般の土地改良でも相当の予算を以ちまして現在仕事を着工しておるのでござりますが、寒冷地の法律ができて、御承知のやうに二十六年度は二十億、二十七年年度においては四十億の予算を取りまして、寒冷地帯だけに對しての仕事を進めるといふことになつております。先に通りました特殊土地改良の法律及び今度の急傾斜地帯の法律、こゝろいふものができまして、それに相當する予算が成立いたしますという、その地帯地帯の予算に従ひまして仕事を進めて行くわけでありすが、これらのものが一般土地改良で成立しております予算との関連は、大体一般の土地改良におきましての基準と申しますか、仕事のやり方といふものは主としてその経済効果から着手の順位をきめておるのであります、同じ国費を投じておるやうな余計の増産効果が得られるというこゝろが第一義になつて来るはずのものでござります。従ひましてそういうふうな意味から申しますと、寒冷地帯であるとか、或いは急傾斜地帯であるとか、特殊土地のばら／＼層とか、そういうふうな所はいずれも低生産地帯でありまして、これには相当多額の経費を投じないという、所期の効果が得られず、従ひまして一般土地改良計画におきましては事業を着手する順位というものが非常に下位のほうにある。同じ予算があつた場合には先ず一般の平坦地で而も二、三毛作をやるやうな所を先に仕事を着手すべきであつて、今考えられております急傾斜地帯のやうな所は一番最後に置き去りにされる可能性が強いものとなるわけでありすが、そういうふうな関係からこゝろいつたやうな特殊な地帯に對する特別な立法が得られない限りにおいては、どうしてもこゝろいふ不遇な地帯といふものはあと／＼と取り残されて行く懸念が多分にあるわけでありすが、勿論こゝろいつた地帯も、ただ単に救済という意味からだけやるのではなくて、飽くまでも我々のほうにいたしましては食糧増産という立場上、仕事の進め方も考えて行かなければならぬせんけれども、こゝろいふ法律ができて、それに對する或る程度の予算がきまりますれば、急傾斜地帯は急傾斜地帯なりその地帯の中からこゝろいつたやうな増産効果の多いやうな所を選んて仕事をやつて行くというやうな形になり、それが延いてはこゝろいつたやうな特殊な地帯の救済策と申しますか、振興策になるものと、こゝろいふに考えております。

○委員長(羽生三七君) 若干私のお尋ねの真意が十分呑み込んで頂けなかつたのじやないかと思ひますので、もう一度簡単に重ねて申し上げますが、問題の特殊立法には私賛成なのであります。ただそれが際限なしに普遍化して行つた場合には、もうあらゆる地域がそれぞれ編入を要望して、現にまだこの法律案が成立はしておらないのですが、自分の県を編入してもらいたいと随處書がここに来ておるのです。そういうように次から次へと当該法律の地域に編入してもらおうという運動が起つ

ればならぬということになります。と、
そういう仕事を進める上については、
どうしてももういつたような関係の特
殊地帯に對する法律が必要である。と
にかく或る一定の段階に到達するまで
の時期においてこういうものが必要で
あるのではなからうかというふうに考
えております。勿論その特殊性を活か
しまして、一番その特殊地帯のテイビ
カルなところから仕事を取上げて行く
という点については御同感でありまし
て、極力そういつたふうに仕事を進め
て行きたいと考えております。

て、それが特殊でなしにもう普通化して、一般的な要求のように……、それで、一般の特殊立法がそういう一般化された普通の特殊立法の場合に、同じ特殊な普通化されて来た場合に、同じ特殊な法というものが一体どういうことになるのかという点を憂へるので、私はなほしろこういう特殊立法である限りには、私は、重点的にその特殊立法といふものが活かされなければならない、こういう立場で申上げておるのであります。すが、その辺は如何でありますか。

○衆議院議員（衆議院岩本昭吉）　なま
提案者としての私の意見も蛇足に
かまわかりませんが、一言述べておき
たいと思います。委員長さんの御音
見、特殊立法としては賛成なのであり
ますけれども、とにかくその限界の占
に非常に疑義を持つておられるのであ
りますが、我々もこの問題については
差向き何と申しますか、具体的のはつ
きりした限界というものをまだ持つて
いないのでありますが、それはむしろ

○説明員(編真治君) どうも一災害
旧課長として御答弁申上げるには少
問題が大き過ぎるかと思ふのでござ
ますけれども、日本全国がこういつ
特殊という問題で以て網がかぶつて
りまして、全部が同じように土地改
を行ひ得るといふことになれば、そ
いつたような時代が若し来るといた
ますれば、それは全部の法律をやめ
土地改良事業一本で進めて行くとい
ことが可能になろうかと思ひますが
只今のような現状で、予算もそうた
さんのものが配当を得られない時代
おきまして、而もそういう特殊な地帯
対して或る程度の施策を講じて行かな

これからのこれを運営して行く一つの幅を見出す必要があるのではないかと、こう思つておるのであります。この急傾斜地帯はこれまでの一般的農地改良の線ではどうしてもやれないのであります。これまでではもう金も糞子扱いになつておるのであります。やはりこの積雪寒冷地帯、言葉を変えて見れば單作地帯であります。これはいろいろな理由もありますけれども、一面においてはこの單作地帯の家に對する一つの保護立法の性質も分り含んでおります。この地域のまれない農民の生活向上に資する点多く狙つておるのであります。

の急傾斜地帯においてもやはり同じよ
うな意味が成り立つわけでありまし
て、それでこの限界の問題は私先日も
申上げましたごとく、これも提案者の
側でも本当から行けば二十町歩とか五
十町歩とかいうような限界を定める
という問題についてもいろいろ意見が
あるのですが、結局は私が申上げま
したように、その郡なり、町村な
りの全耕地に対する急傾斜地のパー
センテージの如何によつてこの問題は、

農林當局が具体的にこの問題を進めて行く上においてそういうところに重点を置いて、そうして審議会の議を経てやつて行く、ただ單にその郡の急傾斜を拾ひ集めても二十町步であるからその郡にもやる、あの町にもやるということであつたならば、これはとても少なな予算では足らぬのでありますから、そういうように一番に考えられて然るべきだ、こういうふうに私どもは思つておるわけであります。

耕して山上に至るといふような、本来ならば場合によつては山林として存置することが望ましい分までも或いは人口の關係なり、或いは漁業の不振という關係で山上まで耕しておるといふような經濟的な理由があるのじやないかと思ひますが、そうなつて来ると、これは昨日岡村さんからも御質問があつたやうでありますが、農業振興計畫の重點がややもすると或いは耕地の拡張

つまり何と申しまするか、限りある予算でありまするから、パーセンテージの高いところから施策をやつて行く、こういうことでなくてはならんのではないか、それで總体的に言へば、一郡の耕地面積が五千町歩あつてその五割の急傾斜地しかないものであるならば、僅かに二十五町歩でありますか、二百五十町歩であるとかありますけれども、これが三〇%、五〇%というよゝなになつて來ますという、この法律の趣旨といたしております生産力の極めて低い地帯、或いは農業労働の歩

○片柳眞吉君 昨日質問いたしました事項と関連をいたすのでありますが、法案の第十條に農業振興計画とありまして、その第一の事業に農地の保存及び改良というこの地帯は、説明にもありましたが、ように概してエロージョンの多いいわゆる侵蝕作用の多い地帯でありますので、従つて重点は農地の改良、改良ということもありましようけれども、むしろ一番先にやるべき事項は農地の保存ということが一番大きな問題ではなからうかと思つております。そうなつて来ると、一体この農業振興ということと

というような、そういうようなライイ
で行くことになりますと、農地の保
全ということと全く逆行するのであり
まして、ですから、理論的につき詰め
て来ますれば、がよろなエロージョン
地帯についてはむしろ既耕地の場合に
よつては犠牲にする、こういうような
アイデアさえ入つて来て然るべきもの
と思いますが、一体そういうような考
え方でこれを我々が理解をしてよろし
いかどうか、その意味で、ですから私
の考えでは場合によつては既耕地まで
山林なり牧野に変えるという必要性も
出て来ておるのうでありますから、

常に過重に失する地帯というこの法則の基本をなす精神の点から申しまして、まあ我々はそういうパーセンテージの低い地帯を葬れというわけではいのでありますけれども、全耕地五%や八%の地帯は農業労働や或いは生産力に影響する点は大したものでないと思ふのであります。つきましてこれが三〇%とか五〇%ということなつて来ると、その町なら町なり、一なら郡なりの経営の上においても大なる問題になるわけでありまして、こらに一つの基準というものが置かなくちやならないのではないか、そういう問題は漸次調査をいたしまして

ら行きます」といふと、即ち耕地に地名によつては減らすというような実は場合も起きて来るのではないか。私も極端に僅かな地域ではありませんけれども、例えはアメリカのTVAあたりの地帯を見て参りましたも、これは有名なロージョン地帯で耕地として適さない。或いは耕地として多少適していても、より生産力のある隣接の農地保全する意味で勇敢に既耕地を或い山林なり、牧野に転換いたしましてそれで初めて農地のいわゆる保全が完全に実施をされておるわけであり、す。この地帯は私も一々見ておりますが、恐らく薬師神さんの御説明に

いわんや未墾地を更に開墾するといふようなことは農地保全のむしろ更にこれは逆行に輪をかけるのであつて、昨日はそうでなくとも、本来ならば山林として存置すべきものが未墾地として買収したというような事例は、かういふ地帯には相当であると私は承知してゐるわけであります。ですから一体農地振興と言いますが、保全が主であつては、保全が主だとすれば、場合によつては私は耕地面積は場合によつて来る、つて来るということも考へ得るのではないか、そうなつて来ると、先ほど

員長も大体同じような質問ではないか
と思うのですが、又私が昨日申しました
ように、単に農業という分野だけで果し
てこの地帯の農業計画なり、農家経済
の改善ができるかどうかはやはり私は
ちよつと疑問があるわけでありまして、
それは別といたしまして、例へば恐ら
く保存という考え方が一番主眼でなけ
ればならぬと思ひますか、従つて場合
によつては耕地の面積は減る。併し残
つた農地の生産力はそれがために非常
に向上するといふようなそういう行き
方でありませうか、どうか、これが更に
耕地を拡張してこの地帯の農業振興を
図ることになると、さつき言つたよう
な山林との関係が相当トナブルが起る
点があると思ひます。その辺はどんな
考えを持っておりますか。

○衆議院議員(農神神太郎君) 片柳
さんの御質問もだと思ひます。問題
は、私も大体各地を歩いて見たので
ありますが、この急傾斜地帯の、昨日
岡村さんの御意見にもありましたよう
に、山間地における傾斜地帯は比較
的人口が稀薄なのであります。そうし
て又開墾する余地といふものも相当至
る所にあるわけでありまして、そうし
て今の林野行政といふ問題と非常に密
接な関係を持つておると思ひますし、
なお一面においては焼畑式の方法がそ
こに併用されておるわけでありする
が、この四国、中国、つまり瀬戸内海
を中心とする典型的な急傾斜地帯はも
はや開墾する余地といふものは残され
ていないのでありまして、これは私た
ち別の角度から見ても、瀬戸内海を国立
公園として日本の第一の自然の美を保
護するといふ点、或いは私たちの宇和
海の方面も高知県の一部にかけて今度

国立公園に編入するといふ立場から見
まするといふと、各島嶼が皆秀山にな
つて、頂上まで耕やされる範圍といふ
ものは全部耕してしまつて、殆んど緑
地帯といふものが残されてない今日
の現状から見ると、別の各度
から見る場合においては、自然美を保
護するといふような立場から見ると、
非常に遺憾な点があるものでありま
す。こういう地帯はつまり燃料にも事
欠くわけでありませう。もう一つはこ
の地帯は山が皆小さい、島が小さいの
であります。大部分の村落といふもの
は飲料水に先づ困つておるわけであ
ります。今日でもいろいろ地盤沈下とか
その他の関係から簡易水道を盛んにや
つておりますが、飲料水に事欠くし、
燃料に事欠くし、そして殆んど米も
作れないで、いもと妻の交互作によつ
て、それを主として住んでおるのであ
ります。それが殆んどいふものを洗
うごとき人口の稠密を来しておるの
であります。昨日水産庁から来ていろ
うござんといふ話もありましたが、私
は片柳さんの話もありましたが、私は
片柳さんの昨日のお説のように、單に
こういう急傾斜地帯の施設だけではそ
ういふ地帯の恵まれない農民を更生す
ることはできない、総合的の施策を要
するといふ御意見は、私はこれは双手を
挙げて賛成するわけでありませう。そこ
まで行きたいわけでありませう。現在
の段階においてはこの問題といふもの
が、この急傾斜地帯によつて立つて食
つておる一番の土台であるこの環境とい
ふものが何れこれまで改善されてない
のでありまして、先ず差向きにこの問
題に手を着けて、先ず前進したいとい
う考え方を持つておるわけなのであ
ります。それで漁業のごときも、昨日水

産庁から数字で説明がありました。が、
ああいう数字の説明がなくても、愛媛
県のごときは全国で第三位の水産県と
いうことは最近まで天下周知の事実で
あつたのであります。北海道或いは長
崎、それに次ぐ水産県であつたのであ
ります。今日、これは実に慘憺たるもの
であります。機動力の多い強い船でな
ければ、漁業はもうできない。而も小
さな漁船に電探を備へ付けて、五百貫
の漁群が海の底にすつと隠れておつて
も、それが電探によつて一々記録され
て行つて、それを追いかけて集魚燈を
焚いて漁獲するといふようなところま
で進んで参つたのであります。い
ろいろな原因がありますが、今日の沿
岸漁業といふものは、もう小資本では
やられないといふような段階にまで追
い込まれたのであります。こういう点
もこれからの地帯の住民の生活には非
常に大きな影響をもたらしておるわけ
であります。さういふ面からも、
片柳さんのお説のように、この水産面
からも十分この問題は検討するべき問
題であると思ふのであります。同感な
のであります。ただ問題といたしまし
ては、冒頭に申し上げましたごとく、こ
の典型的な急傾斜地帯は、もはやこれ
を牧野に戻すとか、或いは植林すると
か、いふような生ませやさいい現状に
はないのでありまして、恐らく御覽にな
ればわかりますが、今松なり何なり多少
生えていゝところはもう全部皆盛れ
はもう全然希薄地帯で、作物が取れな
い地帯が残つておるものでありまして、
その開墾の許される範圍、或いは多少と
も收穫物の取れる範圍のものは全部耕
やされておるのでありまして、私はこ
の自然美の保全の上から言つても歎

しいと思ひますが、これはそういう面
からも將來検討するべき大きな問題で
あると、かように考へておるわけであ
ります。

○岡村文四郎君 これは発案者にお聞
きするより政府当局に聞いたほうがよ
いと思ふのですが、この法律は昨日も
申しましたように非常に重要な法律
で、是非通して実行しなければならぬ
と思ふのですが、これが通りました時
分に、例へば、片柳さんからも言われ
たように、土地の保全が非常に必要
な土地改良をやる、こういうことにな
りますと、從來各府県で行なつてお
る土地改良といふものは全然違つた
のであります。そこで、その度合を一
体どれだけお考へになつておるか、土
地改良に対する経費の度合です。

それから、昨日片柳さんのほうから
果実を入れるかといふ御質問があつた
が、入れませんといふ実はお話をした
のだが、これは間違つておるもので果
実も入れるのだと、こういうようなお
話であります。目標がわからぬもので
すからお聞きしようと思ふのですけれ
ども、麦、米、いも、蔬菜、これを耕
作する、筆もやつておりますから、筆
も入れて、それを目標にしておられる
のか、まだほかにあるのか、お聞きし
たいと思ふ。

○衆議院議員(農神神太郎君) 別に
耕作せられる作物の種類によつてこれ
を規制する考へは毛頭ないのであり
まして、この急傾斜地帯は、これから將
来この地帯の農村の更生される観点か
ら申しましても、作付が相当転換され
なくてはならぬと思ふわけでありまし
て、まあ適地適作で、或いは果樹園に

転向するところもありませう。又、
再び養蚕業が安定しますれば、桑園に
転換するところもありませうし、そ
の他各種の作物に転換するでありまし
ようが、これは仮に我々の実例を申し
ますと、これは伊予系、つまり世界
で一番よい伊予系の産地といふものは
我々のところであつたのであります
が、この桑園といふものは大分この傾
斜地帯に仰いでおつたのであります
が、養蚕業の不振と共に今日はもう全
部いも畑に転換してしまつておるので
あります。こういう問題は、養蚕業が
安定しますれば或る程度又桑園に還元
するといふことになりませう。果樹
園の問題も相当ありませう。けれど
も、これはこの間申上げましたごと
く、非常に資本を要する問題であり
まして、先ず十年はみないといふと一
人前の収入は得られないのでありまし
て、貧弱な農家はやり切れないので
ありますと同時に、平均の耕作反別が
僅かに三反や四反に過ぎないのであ
りますから、なか／＼この問題は問題だ
と思ひます。

それから、片柳さんの先ほどの
御質問の中でちよつと私落しておつた
のであります。この法案が通過いた
しますといふと、これに基いて農道な
りその他の土地改良の施設をやるとい
ふと既耕地が減るということ、米園
の例を挙げてお話しになつたのであ
ります。私もこの点は無論同感であ
りまして、そういう場合が多いと思ふ
のであります。つまり急傾斜地帯であ
りますから、農道一本抜きましてもそ
の大切な耕地を潰す点はかなりあると思
ひますが、その潰れ地を償つて、なお
あとに残る土地は生産力を高め、そ

ういふ面からも、
片柳さんのお説のように、この水産面
からも十分この問題は検討するべき問
題であると思ふのであります。同感な
のであります。ただ問題といたしまし
ては、冒頭に申し上げましたごとく、こ
の典型的な急傾斜地帯は、もはやこれ
を牧野に戻すとか、或いは植林すると
か、いふような生ませやさいい現状に
はないのでありまして、恐らく御覽にな
ればわかりますが、今松なり何なり多少
生えていゝところはもう全部皆盛れ
はもう全然希薄地帯で、作物が取れな
い地帯が残つておるものでありまして、
その開墾の許される範圍、或いは多少と
も收穫物の取れる範圍のものは全部耕
やされておるのでありまして、私はこ
の自然美の保全の上から言つても歎

しいと思ひますが、これはそういう面
からも將來検討するべき大きな問題で
あると、かように考へておるわけであ
ります。

○岡村文四郎君 これは発案者にお聞
きするより政府当局に聞いたほうがよ
いと思ふのですが、この法律は昨日も
申しましたように非常に重要な法律
で、是非通して実行しなければならぬ
と思ふのですが、これが通りました時
分に、例へば、片柳さんからも言われ
たように、土地の保全が非常に必要
な土地改良をやる、こういうことにな
りますと、從來各府県で行なつてお
る土地改良といふものは全然違つた
のであります。そこで、その度合を一
体どれだけお考へになつておるか、土
地改良に対する経費の度合です。

それから、昨日片柳さんのほうから
果実を入れるかといふ御質問があつた
が、入れませんといふ実はお話をした
のだが、これは間違つておるもので果
実も入れるのだと、こういうようなお
話であります。目標がわからぬもので
すからお聞きしようと思ふのですけれ
ども、麦、米、いも、蔬菜、これを耕
作する、筆もやつておりますから、筆
も入れて、それを目標にしておられる
のか、まだほかにあるのか、お聞きし
たいと思ふ。

○衆議院議員(農神神太郎君) 別に
耕作せられる作物の種類によつてこれ
を規制する考へは毛頭ないのであり
まして、この急傾斜地帯は、これから將
来この地帯の農村の更生される観点か
ら申しましても、作付が相当転換され
なくてはならぬと思ふわけでありまし
て、まあ適地適作で、或いは果樹園に

転向するところもありませう。又、
再び養蚕業が安定しますれば、桑園に
転換するところもありませうし、そ
の他各種の作物に転換するでありまし
ようが、これは仮に我々の実例を申し
ますと、これは伊予系、つまり世界
で一番よい伊予系の産地といふものは
我々のところであつたのであります
が、この桑園といふものは大分この傾
斜地帯に仰いでおつたのであります
が、養蚕業の不振と共に今日はもう全
部いも畑に転換してしまつておるので
あります。こういう問題は、養蚕業が
安定しますれば或る程度又桑園に還元
するといふことになりませう。果樹
園の問題も相当ありませう。けれど
も、これはこの間申上げましたごと
く、非常に資本を要する問題であり
まして、先ず十年はみないといふと一
人前の収入は得られないのでありまし
て、貧弱な農家はやり切れないので
ありますと同時に、平均の耕作反別が
僅かに三反や四反に過ぎないのであ
りますから、なか／＼この問題は問題だ
と思ひます。

それから、片柳さんの先ほどの
御質問の中でちよつと私落しておつた
のであります。この法案が通過いた
しますといふと、これに基いて農道な
りその他の土地改良の施設をやるとい
ふと既耕地が減るということ、米園
の例を挙げてお話しになつたのであ
ります。私もこの点は無論同感であ
りまして、そういう場合が多いと思ふ
のであります。つまり急傾斜地帯であ
りますから、農道一本抜きましてもそ
の大切な耕地を潰す点はかなりあると思
ひますが、その潰れ地を償つて、なお
あとに残る土地は生産力を高め、そ

して過重な労働を軽減し、そうして延いてはその地域の住民の生活に寄與し得るような施策をとつて行かぬといふと思ふのでありまして、現在においてもモデル地区を設けてやつておりますが、初めはこの土地が潰れるとか非常な地元の反対もあつたわけでありまして、今度そのモデル地区を設けてやつて見ますという結果が非常にいいのであつて、あちからもちちからもち是非やつてくれという熱烈な要望があるわけでありまして、それでこれは最初は反対の個所もあると思ひますが、併しやれば非常に関係地区の農民に歓迎されることであり、又その効果というものが実に期待して待つべきものがある、かように考へておるわけでありまして。

○衆議院議員(農師神谷太郎君) 土地改良費がこういつたような地帯にどれだけ投ぜられるかというお話でございしますが、従来土地改良費は大きな意味を含めまして開墾と土地改良と分れておりますが、開墾についてはこういつた傾斜地に対して開墾助成法或いは小団地の開墾に対する補助とかいつたような関係で戦前戦後を通じて相当助成金を出しておつたわけでありまして、既に耕地の改良という点になりますといふと、従来既耕地の改良に水田に対する灌漑排水といつたことが重点でございまして、これらに対しては殆んど助成としては見るべきものがなかつたわけでありまして。ただ戦前戦時の第二次、この第三次土地改良事業におきましては農道の改良という面でこれらのものに多少補助の政策をとつて来たわけでありまして、これもその大部分が平坦地のほうに参りまして傾斜地に対

しては農道としても余り多くの仕事をやつておりません。それで正確な数字で何パーセントぐらいかと申上げるわけには今手許に数字もございませぬし、お話できませぬけれども、その数字は極く僅かであることだけは間違いないところでございまして、それでその後片柳先生のお話のようにアメリカのエロージョンの問題、その他が取上げられまして、我が国においても相当なエロージョンを来しているという事実がはつきりして参りましたので、昭和二十五年から初めて土壌保全の予算を計上いたしまして、試験的に各地区に仕事を實施して参つて来た。而もこの予算は極く僅かでございます。まして各地の御要望に應えるようなものでは到底なかつたわけでありまして。そのような関係で而も戦後におきましては小規模土地改良事業に対する助成といふものは全部打ち切りになりました。寒冷地帯の予算が初めてございした団体営の小規模な土地改良に対する助成を出すといふことになつたばかりでございまして、未だ寒冷地帯以外におきましては小団地の土地改良事業といふものは認めておらんような状態でございます。

○岡村文四郎君 私の開きようが悪いからお答えがとんちんかんになつたのですが、私がお聞きいたしましたのは、例へば普通のところの土地改良の一反歩の経費はおよそ何ば、こういう目安が立つておりますか、それに対する段々島は何ばかかるかというお考えを持つておるかというところをお聞きしておるわけなんです。別に現在やつておるかおらんかをお聞きしているわけじゃありませんが、これは殆んど御

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

こういうことを言うてやらうと思つております。そうやつて簡単にはいかんのですから、これが政府がそこまでやられる、そこまでやらう、提案者も政府もそういう胆がないことにはこれはできないのです。どうしてこの努力を果にしようかといふことを目標にされたいと思つたが、これは定義にもありまして、あとからも書いてあります。その目標がいろいろなことがありまして、うが、それが若しできると全く夜が明けたようなことになると思つたのでありますが、それがそれになると簡単に思つたのでありますが、それは休戦中に片柳さんのお話でございしましたが、吉野川の真中ほどでございまして大歩危、小歩危の向う側の徳島寄りのほうによく家が見えます。全くのこういふ傾斜です。下は大きな吉野川で、下は絶壁で、その上にこういふところにつつと住んでおる。ところが割合に生活は切りつめておると見えてまして白い漆喰で塗つた蔵が見えます。家も見えます。それでそこにおつてもこういふふうになつておる人もあるからといふ考へでなしに、それを本當に保護してこの法律で生かして行かうといふのは実に考へがそこまで行かんと、どうにかやつて行ける人は恩典を蒙つたが、本當の段々島、日本の本當の傾斜地におる実にみじめなことをやつておる人には、さつぱり法律はできたが、費用がなくて恩典がないといふいうことになりはしないかといふ疑念を持つております。寒冷地帯單作の法律はこれは全然それと趣きが違ひまして、若しよしんばそれでもらへんとしても、そういうところの人たちはいふ方法が何ばでもあります。ところがこれは今までも見

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

ることができないし、今のようなお話で土地改良でも見るべきものがないからやつておられません。土地改良をすれば確かにいいところになるのは違ひございませぬ。併しなからいふものが同じ窓目でやるのが非常に困難なものですからやれないで今まで来ておる。こういう状態です。昨日主計局長に行つて見たらどうだといふお話を私は申し上げましたが、なか／＼そんなわけに行かんと思つたのです。それで本當にこれを通してやつてもらふには、廻り下げて胆をきめてもらふんと單なる人取りの輕はずみの法律ではいかんと思つたのです。ですからこれは提案者はもとよりのこと、政府もこれが通りますと、仕事をやるのはあなたがつたんだ。そういう人が本當に認識を持つておらんとすると嫌ひになる。我々も申訳もないし、どうにもならないやうなところが恩典が受けられないで、どうにかやつていふところが又案になるといふうのは非常に困ると思つたのですが、それをそこまで一体お見通しになつておるかお聞きしたいと思ひます。これは提案者より政府当局に聞かんと、ところが課長にお聞きしてもちよつと困るので、課長じや一体どこへ行くかわからんの、それででは全く頼りないのですが、それでも課長の答弁したことをずつと記録に残しておきますと、課長の答弁が全然責任がないとは言へますまいが、先づない。あれは課長の言つたことだといふうふうになるので、実はここで課長に聞いても、参考に事務的のことを聞くより方法がないので、聞いて見ても駄目だ。ですから誰もおいでになつておらんからせめて発効當時の課長

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

存しないかたが多かつたと思うのですが、本當の傾斜地におるものは例へば家を建てますが、大方が三間張りか二間半、その家の雨だれでその屋敷の石垣がずり落ちる、それでそれをとめるので何とかしなきゃいかん。それから又家が建ちますと、普通の家ならば建つた家の横壁に建つた真正面から入るのが当然でございまして、それがそういふことになつておるのに入ると小口から入らなければ正面から入れんといふところに住んでおる。それからこれは實際見ん人は想像がつかんと思つたのですが、今ここで三橋さんが写真を持つておられます。これがその写真ですが、大変結構なんです。これは私に指して傾斜地をやらうといふお考えなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。これなどは本當の傾斜地には違ひないが、ちやんとそこをどう考へなう。

がどこまで考えているかということを開いておくだけで、私はあなたがそう言つたからと言つて、これに食ひ下つてやろうとは思いません。又やれるだけの力もつちにはありません。又、それういふものではないと思ひます。事務的の説明はこれは課長で結構でありますから、我々のやつております政治、即ち現実とはかまへたら結構でござい、ですから私は課長のお話であるといふので一口の返事で断わられますから、それまで言わなくても結構です。から、現在のところではどういふふうにお考えになつてお聞きしたいと思ひます。

○説明員(堀真治君) 急傾斜地の対策

といたしまして土地改良をやつております仕事は、只今は土壌保全を主とした仕事であります。従ひまして相当の傾斜地、例へば二十五度程度の傾斜地に、上部のほうは、一番山の頂上に近いところでは、小水路を設けて、これを安全な谷に直接流し込む、それから傾斜地の中の耕地に對しましては、途中に何段かの排水路を設けて、而もこれを一カ所に集めて、その谷には保護溝を設けて、相当の雨が降つてもエロージョンが起らないような施設をする。それから同時に傾斜した水路については、これは雨の降らんときにはそれが道路として使えるような施設をするといふような仕事を主体としてやつております。で、勿論その間に或る程度の被覆植物を植へますとかいふようなものも制限もいたしまして仕事をやつておるものであります。これらの仕事をいたしまして、工事当りの反当事業費といふものは今までの結果によりますといふ割合にかかつて

おりません。勿論用地買収費その他を除いてございまして、平均で、現在やつておりますのが一万八千円程度だと記憶しております。これは普通の平坦地の土地改良費に比較いたしまして高ても安くもないといふ事業費になつております。で、お話のようにその一番ひどい所に対して十分な仕事をやるというのになつておれば、これは幾らでも金のかけようがありまして金がかかるわけでありまして、成るべく地元負担も伴うこととございまして、先ず我慢のできる程度の工事といふことを目標にしてやつております関係上、そういうような仕事になつておるものと考えております。で、かような関係がありますので、今取上げております仕事は、勿論そのエロージョンの大きな、放つて置くのだん／＼と流溝が劇しくなつて、耕地として使へなくなるに違ひないといふような所から先に仕事を進めておるわけでありまして、今後この予算が通りまして、やはり工事のやり方といたしましては、今申上げましたような仕事は主体となつて、勿論それに附随したいろ／＼な振興計画もあり、その土地土地に適当な工事の計画もあると思ひますけれども、そういう仕事を主体として仕事を進めて行くようにならうかと思ひます。

過重な労力を軽減する第二の問題につきましては、これは道路が一番主体となる。この道路と申しまして今までもございまして、ただ単に大きな道路を畑の中につけますといふことは、却つて弊害が大きい場合が多いのでございまして、成るべくそういうことは避けまして、エロージョン防止

と兼ねて工事がやれるように工夫をして行きたいと考えております。

○岡村文四郎君 もう一つお聞きしたいと思ひますが、それは提案者にお伺ひいたしますが、案内もとにかくやつてもらわねばならぬところであると思ひますが、それが対象になると思ひますが、どうぞ、みつまたはどうなるのですか。

○衆議院議員(藤神若太郎君) 今岡村さんの御質疑であります。先ほど申上げました無論このころでもみつたも入るわけでありまして、別に作物によつて区別は立てない、これは原則であります。ただ問題は、この間も申上げましたが、焼畑式により、この山間部に多くあります。山を伐採した後を火をつけて焼いて、そして段造りもしないで開墾をして、そして又五年なり七年なりするとすぐ植林して循環的にやつておる地帯は対象にしていないわけでは、その他はもう作物の如何に拘らず包含しておるわけでは、

○委員長(羽生三七君) 大蔵大臣に対する質問を残して大体御質問も盡きたのではないかと思ひますので、大蔵大臣の出席されるまで主要農作物種子法案について質疑を願ひたいと思ひますが、よろしくございします。

○委員長(羽生三七君) ではさうにいたします。

それでは提案者の坂田さんが見えなくなつておられますが、農政局長がおられますので、便宜政府から答弁を求めるところにいたします。

○三橋八次郎君 この法案の目的を見ますと、極めて率直に書いてござい

ます。又一方この提案理由の説明を見

ますと、食糧の自給度を高めるとい

ことを書いておるのですが、やはりこ

の法案の目的も最後の目的は食糧増

産、食糧の自給度を高めるといふこと

にあるのでございしますがどうか、お

伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 御質問のよ

うに食糧自給度を高める、即ち種子

増産といふことを目的としたしてお

と思ひます。

○三橋八次郎君 そうなつて参ります

と、この法律案といふものは極めて片

手落な、ちんばなものとしか思われん

のでございします。と申しますのは、成

るほど優良種子を生産いたしました、

これを農家に作らせるといふことは食

糧増産の上において極めてよろしいこ

とではあります。が、良い種子を生産す

るというよりなことにございましては

なり完備された法案であると思ひます

けれども、これを農家に作らせる

という方面につきましては、これが一

向に働いておらんように思ひます。が

ますが、幾ら良い種子を生産いたしま

しても、農家がそれを作つてくれなけ

れば最後の目的とする食糧の増産とい

ことはできないと思ひますのでござい

ます。その辺の施策はどのようにお考

へになつておるのでございしますか。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘のよ

うにこの法案自体には、できた種子が

どういふ手続、流れを以て農家に行

かといふことについては触れておらな

いのであります。併しこの点は種子の

交換その他の斡旋を行政がいたしま

すといふことで補ひたいと思つておる

のでございします。

○三橋八次郎君 原種の経営も長い間

やつてみたのでありますけれども、原

種問題で一番苦心いたしましたのは、折

角生産しました種が一向に普及せぬ、

こういうような事実があるのでござい

ます。配付された資料によつて見

ましても生産されたものと配付され

ものの比率が五〇％といふものもた

くさん年度によつては異なるのでござ

います。そうしますれば生産されました

優良品種はことごとく農家に配布さ

れ、耕作されるといふところに、この

立派な種を生産するといふ意義がある

と思ひますが、折角技術者も

苦心をし、又生産農家も苦心をしまし

て、生産種子の五〇％しか実際配布さ

れておらん。こういうことではありま

したが、このいい種をこしらへるとい

うことも必要ですが、それを普及、耕作

されるというような施策に欠けており

ます場合においては、この法律の価値

というものは非常に下つて来ると思

ひます。が、その点何か普及とい

うことについてのお考えがございする

ならば、その施策をお伺ひしたいと思

ひます。

○政府委員(小倉武一君) お話通りで

ございまして、優良種子といふものの

普及がなかなか困難な実情にあること

は私もよく承知しております。が、

何分にも米麦の種子は自家が農家採取

ができませんので、その点もございま

して、特に金のかかる現金支出というよ

うなことを必要とする種子になります

といふこと、そういう面倒なことをやめ

るといつたような関係があるのではな

いかと思ひますので、その点は特に指

導、普及といつたようなことを重点的

に考えなくてはならぬことを重点的に

思ひます。長年自家採取をや

つておりますといふおのずから減収

ば私はいかんとするが、又そうしてやらなければ研究した人に非常に申訳がないという気もいたすわけですが、この点だけ御意見を伺いたいと思います。意見よりも私はそうしないければこの法律の最後の成果は挙げないでいかうというわけですが、その点をお伺いいたしたいと思ふのです。

それから次に、勿論これは只今米麦は国家管理しておりますが、原則としては取引するものであります。で物が市場に出た場合に大切なのはこの品質と量であります。品質が幾らよくても或る程度の量がまともななければ、私はその銘柄というものは生れて来ないと思つておるわけがあります。先ほどから話がありましたように、僅かなものでそれは非常にいいものですが、長い間に少しずつ出た行つたらこれは本當のいい品種の銘柄というものは生まれていくと思ふ、その間農家は三橋さんが言われたように非常な犠牲を負わなければならぬ。ですからこの点につきまして私は従来この採種計画の欠点はここにあると思つております。従つて折角法律も出され、二十七年から非常に大きな予算を組んでおられますので、この際極端な例を一つとりますれば、一つの県なら県でその県で使つて大部分のものを一カ所なり二カ所なりにまとめて全部その集約的に一部落で作つてしまふ。極端ですが、その県の農家はその限定された品種以外に蒔かない、これくらいな元気でやつて頂かなければならぬ、普及しないと思ひますし、又今までの経験から言ひますと、小さい所に散在させますと、使ひました経費が非常に死んでいくと思ひます。

こういう気がいたします。これは主要食糧でないから言ひにくいのですが、ロシアのビートのようなものも徹底した園芸農場でやつておるようです。ビートの種は園芸農場以外で作つていられないのでございます。北海道でもビートは会社以外で作つておりません。そうしてその種以外に使つておりません。そういうのは極端ですが、まあこれに近いようなものと大規模な園として正確な採種計画をおやりになるような意思がありますかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

それからもう一つは少し余談になりますが、これは政府の特に意見を聞くというよりもお願いしたいと思ひます。が、農業関係の研究の中で農産物の生産とそれから種苗の育成に對しましては、現在日本の特許法に含まれていないのです。科学的な方法は含まれておりますが、農産物それ自身とそれから品種そのもの、植物そのものは日本の特許法に含まれておりません。従つてこれらのものは逆に言へば非常に作り上げるまでに努力が要るし、長年の時間を要するわけですが、併し日本の特許法ではそれを認めておりません。ただ種苗法に新しい品種なり、新しい系統を作り上げたものは登録をして、或る程度まで保護する、こういうのがありますが、それ以外にはありませんので、私はこの際農林省で新しい品種なり、新しい系統なりというものを作り上げた研究者の人に、何らかの方法で表彰の途を講ぜられるお考えがあるかないか。これは研究する人の意欲を非常に向上させるものでありまして、研究者にこれ以上の報奨は私はないと思つておりますので、非常に研究した人は努力した割合に何ら報いられていないのが現状であります。そういうお考えがありましたら一つお伺いしたいと思ひます。例えばこの前の予算で、あれは農地部の予算ですか、優良な開拓地の人を何人か選んで、アメリカを見せる、こういうのがありましたか、趣旨は違ひますが、私は何らかい仕事をした人には、農林省として報奨なり或いはその功に報いる方法をお考えになつておるかどうか、こういう点をお伺いしたいと思ひます。總体的な質問は一応それで終ります。

○政府委員(小倉武二君) 優良種子の買上げ乃至食糧供出との関係でございますが、食糧供出の対象になつてゐるということが一つであるが、種子の普及ということについては、種子の普及があつたという過去の実績に照しまして、今回の法律の文面では明確ではございませんが、食糧管理法の特例をいじまして、この法律によつて指定された生産圃場におきまして指定した種子、而も圃場審査に通つた種子につきましては、供出の対象外にするというふうに考へております。

それから、第二点のばら／＼に細かく採取をするということよりも、もつと集中的にやつたらどうかという点につきましても、これは土壌の性質なり、或いは水利の関係上、或いは採種技術者の関係等からいたしまして、著しく集中することはできないかと思ひますけれども、余りに分散いたしまして、技術指導なり或いは管理の周到を欠くというふうなことになるまいかと如何かと存じますので、こういうところの点は十分今後の実施の上において尊重したいと思ひます。

第三点の優良品種の育成乃至研究につきましても技術者の貢献乃至功勞に對しての表彰のことでございますが、この点については御指摘の通り、現在農林省としての施策はございません。ただ民間の団体にしまして、こういう今お話のような趣旨のことを企て、実施してゐるものも一、二ございまして、そういう点につきましては正式の予算はございませんが、或いは農林省としても応分の援助はいたしておるものであります。なお、今後の問題としてお話の点は準備乃至研究をいたしたいと思ひます。

○加賀操君 第一の質問ですが、これは政府が米麦を買上げる場合に、今後何年続かわかりませんが、一般取引になつても同じですが、農林大臣が指定するのだから、その指定したものを生産した場合に検査を受けるときなり、或いは政府がそれを買上げる場合に、別な規格を置くなり或いは格差を置いて高く買ふという方法を講じますれば、私は非常にこの法律の趣旨の最終の実績が華がらんとするが、そういう検査の規格を別に作るなり、或いは格差を置いてそれだけ高く買ふなり、こういうことを希望すると同時に、お伺いしたいのです。

○政府委員(小倉武二君) この種子につきましても、御指摘のように農産物の検査法の適用がございまして、ただ農産物の検査におきましては、普通の食糧としての商品としての検査でございますので、今回の法案では特に、圃場審査をいたしまして、種子として遺憾のないようにいたしたい。従ひまして農産物の検査法によりまして検査をいたします場合にも、この圃場審査に合格

をしたものだという証明書を添付して検査を受けるという措置をいたしてこの実効を期したいと思ひます。規格の点乃至価格の点につきましては、穀を見たのではこれは種子として優良かどうかという点もなか／＼判定するの困難でありまして、或いは等級で以て格差をつけるということもなかなか実施上困難であると思ひますので、私もいたしましては、種子の生産の元といたしまして、種子の生産自体に助成をするという措置をとつておる次第であります。併し又今のところそれよりは実施が可能な方法は容易にないのではないかとどうに存じておるわけがあります。

○加賀操君 考え違ひのようですから、局長さんはこの法案によりまして種子だけのお話ですが、私はこの種子を使つてできた米麦を、それがいいはずですから、そのいいものを検査で別な規格を置いて、これはいいものだ確証を與える方法をお考えになつておるかどうか。又政府が指定して格差を置いていいものを普及したのだから、それを高く買上げる御意思はないか、こういうことを非常に強く希望すると同時に、政府でそういう考えを持つてもらいたい。そうしなければこの法案の最終の実績が華がらんのじやないか、こう考へておるのです。まあ局長さんは食糧のかたでないから何ですが、まあ一つ、そういう質問でございます。

○滝井治三郎君 今三橋さんから御質問がございまして普及の徹底であります。が、只今までの御説明を伺つておりました程度では、到底所期の目的は達し得られないと私は考へておるのであ

ります。と申しますのは、末端の農村におきましては、朝早くから夜遅くまで非常に重い労働をやつております。つい野良仕事で済んでから交換に行くとか或いは買に行くというふうなことで、従来のような日曜、祭日は休む或いは時間が来れば係りの人は帰るといふようなことでは、如何に優良種苗を準備いたしましたも、これを末端に完全に普及するということはこれはできないのであります。よほどこの点については先ほど局長のお話にもありましたように、各部落単位に交換会を再々やつて、そして等量の優良種子と在来の種子との交換を奨励するとか、或いは係官が個別に説明いたしましたしその認識を新たにします。むしろその場合に優良種子を持参して交換をしてやるというところまで徹底しなければ、これは實際問題といたしましては実現は困難だと考えます。かような面から申しまして、それはやはりこの普及につきましては、相当な経費の伴う問題でございますので、そういう効果的な普及のために的確な方法を一日も早く確立するということな御意思が御ありであるか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お話の点については私も同感でございます。但しこれを実施する場合に優良種子の普及ということを実施します場合に、何分にもまだ私どもの準備が足りないというに思ふのでございます。と申しますのは米麦の種子の流通ということについての組織なり、流れ方をどうするかといったようなことにつきましての現実と、又将来どうしたらいいかという目標が何分はつきりつかめませんものから、今までも多少やつておりますけれども、今後種子交換会といったようなものを制度的にどう取上げて行くかというふうなことに重点を置いて具体的な準備に着手したい。その上で一つ又御審議をお願いしたいというふうに考へております。

○滝井治三郎君 本法律案によりまして、種子の検査は苗圃の検査を行うにとどめまして、でさう上つた種子の検査を行わないことになつております。提案者の理由の説明によりますと、優良な種子を確保するために、單なる種子の原種検査のみを以てしては、實際効果を期したいことは勿論であるが、併し現品検査はこれをもつば農産物検査法に委せて、本法案に現品検査の規定を欠いておることは誠に片手落ちであると思ひます。これに對して政府では如何ようにお考えになつておりますか。又同時に片手落ちの点を如何ようにして調整されるお考えでございますかお伺ひいたします。

○委員(羽生三七君) ちよつとこの際申上げておきますが、今大蔵大臣の出席を督促中でありまして御了承願ひます。

○政府委員(小倉武一君) この種子の圃場審査と、それからできたものの種子としての検査という両者の間に、この法案では制度的に繋がりがあるが、現行法では制度的に繋がりが確保されてないという点は御指摘の通りでございます。それは但し制度的に確保されてないというものは、ただ法律だけの問題でございまして御指摘の通りに實際問題がございまして、それは種子になつてしまふと、なか／＼これは種子として適当かどうかというところの判断が実はむずかしい。又そこまでの検査技術が確立されてないというのであります。従ひましてこの法案では圃場審査ということにいたしまして、その証明書を農産物検査の時に提示しまして、農産物検査法による種の検査の場合の参考にして頂くという処置をとりたいというふうに考へておるのであります。

○滝井治三郎君 これはよほど十分な処置を講じておいてもらひませんと、末端におきましては意外な障害や混乱を起す虞れがございしますので、政府におきまして十分の御注意をお願い申上げておきます。

次に本法律案は差当り、小麦、裸麦、小麦のみに適用するようになつておりますが、これを大豆、とうもろこし、菜種等に及す御予定がございまして、若し及すればいつ頃からそれが実施されるお考えでございますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 小麦に限りましては取りあへずという意味もございしますが、一つは予算の関係もございします。大豆、とうもろこし等につきましても、原種等の予算はございしますが、実地の指導、圃場指導、審査するための経費がまだ計上されておりましたので、今回は米麦にとどめまして、今後は米麦にとどめまして、原種圃場から圃場、採種に至りますまでの各種の補助金、即ち指導のための経費が二十七年に成立いたしておりますので、さういふにいたしたのであります。予算の措置も考慮いたしまして、御指摘のような重要作物は、今後において追加するといふような心組でおるのであります。

○滝井治三郎君 次に本法律案の附則において農産種苗法を改正することに

なつておりますが、農産種苗法と本法律案とは根本的にその趣向が違つておる。又農産種苗法の種苗は大臣の指定するものとなつておつて、指定しなければ差支えないこととあります。且つ米麦については優良品種につきまして登録制を検討する余地もありませんか、この改正附則は不必要でないか、というよりもむしろ支障を来たすことになりはしないかと考えますが、その御所見は如何でございますか。

○政府委員(小倉武一君) この農産種苗法との関係におきまして、農産種苗法でいふゆる農作物の中から米麦を除きました点でございしますが、これは御指摘のようないふことも言ひ得るだらうと思ひます。ただ私として考えました点は、農産種苗法が取締と、今御指摘の登録という二点にございまして、差当り米麦といふたようなものが指定されるということとはなからうということが第一点であります。それから登録の関係につきましては、なるほど米麦につきましても優良品種の登録というところも考えられますが、これは民間の育種というよりもむしろ多くの試験場で育種されるものであります。勿論それとて登録ができないわけはございせんが、差当りそういう必要性は大してないではないかといふことで、農産種苗法との関係をむしろはつきりするたために、かゝうに農作物の中から米麦を除いた次第であります。

○滝井治三郎君 最後にこの法案の目的を達成するには何と申しましても、先ほどから各委員から御質問がございまして、私も質問いたしました品種の改良及び優良種子の普及にありまして、かような意味からしますと、政府はもとより農業団体の、あらゆる農業関係の団体並びに民間の機関も一つフルに動員して、そしてそれらを活用の上で、この法案が末端まで徹底するように、一つ格別の御努力を御希望いたしまして質問を終ります。

○委員(羽生三七君) 御相談をいたしたいことがありますが、それは急傾斜地帯の振興臨時措置法に關して、先ほど大蔵大臣の御出席の御要望があつたわけでありまして、大蔵大臣は所用で本日は出られないということになつておりますので、どういふ取扱いをいたしたらいいか、御相談いたしたいと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

○片柳實吉君 私は第三條の規定について、先ほどの滝井さんの御質問の農産種苗法との関係で、大きな穴があるんじゃないかといふことで御質問いたしたいのでありますが、この種子の生産圃場として指定を受けますものは、これは飽くまで当事者の申請によつて指定を受けるわけですか。そういう仕組であります、上から強制的な指定はないわけでありまして、そこで米の統制撤廃はこれは今度の国会には出ないやうであります、少くとも麦の統制撤廃については、政府から食糧管理法の一部改正案としてすでに提案されておるのであります。そこで私の心配しますのは、この指定種子生産圃場の種については供出を免除するといふことであるから、米については私はその心配はないのであります、が、麦のほうは、仮に食糧管理法の一

國が助成の措置を行うことを目的としておりましてけれども、併し先ほど我々が審議しておりますような急傾斜地帯の法案のように助成の義務を課しておるのではないのであつて、第七條では予算の範囲内で補助することができ、これは当り前のことなんです。予算があれば補助することができ、これは理の当然のことを書いておるのであつて、助成の義務をつけておるわけではないのであります。要するにこれはこういう法律案が最近のはやりかも知れませんが、要するに尻がくつけないという感じがいたしますが、何も罰則をつけることを私は望んでおるわけではありませんが、第四條は全然これは審査を受けなければならぬという義務をつけておりますが、何ら制裁規定はないのであります。その辺はどんな理由でありますか。

○政府委員(小倉武一君) これは先ほどの御質問に関連すると思つております。あらゆる種子の生産、少なくとも譲渡を目的として生産する米麦の種子について全部とにかつ審査乃至検査を受けなければならぬということでありまして、あらゆる譲渡を目的とする生産園場を指定し、更にその審査を義務付けて、而もそれに違反したものは罰則を課するというのが当然の法制上の建前であるかと存じます。ところが先ほどの御質問のように必ずしもあらゆる種子の生産園場がこの対象になるのでは理窟を言へばならないわけでありまして、たゞ／＼相談すべきであつた場合には義務を課しておりますが、いゝわばこれは道徳的な義務でございます。これに違反したからといって罰則を課さないということがこの対

象との関係においていいのではないかと、いふに考へておるのであります。法案の内容をいたしましては審査もいゝわば全面的義務ではございませぬし、助成も國家の義務ではございませぬので、いゝわば優良種子を生産するといふことの助成促進のための法律であるといふ趣旨でございます。○農林廳次郎君 大分時間が経ちましたので私は簡単に率直にお尋ねしたいと思つて、この法律の狙いは昭和十八年度以降の種子関係の予算を取るということに目的が置かれておるので

○農林廳議員(坂田英一君) この法律の目的を今御質問になりましたわけでありまして、我々としては率直に申し上げますと、今まで主要食糧の種子については予算的な措置だけはあつたけれども、法律的ないゝわゆる制度として認めていなかった。そのために假に言いますと、昭和二十二年以後この原種園、採種園の制度がなくなつて非常に優良種子の普及の徹底に必要な制度が予算措置だけであつたといふことのために、その中間においてなくなつた。そして二十五年においてこの原種園が復活し、又二十六年で採種園が復活したといふようなわけで、これはこの重大な増産に最も必要な根本である種子の問題がさうなことで途中で切れたりする、ときの都合によつてこゝろでどうして我々としてここにその制度として、主要食糧の種子の問題を解決しておきたいといふのが、根本的な一つの狙ひであります。それに加へまして、勿論さうなことでありますので、この制度を完成するのであります。御存じの通り種子の

問題は、特に米麦の種子の問題は、以前から原種園、採種園の制度でやつておりますけれども、これを的確に運用して行くといふ面においては、非常に欠けておる点があつたと思つて、非常にも、補助金をやつて、原種園、採種園で生産させ、併しその結果どういふふうな結び付けられて行つてゐるかといふような点については、非常に遺憾な点が從來ともあつた。併しながらそこでこれらについて一つの方針を、國としての方針をはつきりしておきたい、こゝろつもりであります。それを同時に今お話になりましたように、この法制上種子に関する制度を確立いたしました上で、今率直に申し上げますと、このいゝわゆるさういふ途上にありますからして、先ほど濱井さんがおつしやつたように、融通の面においても欠けるところがあるのじやないか、今片柳さんがおつしやつたように、いゝ／＼法制上の点において若干欠ける点があるんじゃないかといふような点については、我々も承すとしてこれを充実して行きたい。いゝわゆる法制上の点においても充実して行きたい点もあつた。今御質問の予算の面においても十分これを充実して行きたいといふ方向に進みたい、かやうに存じておるわけでありまして。

○農林廳次郎君 必要以上に答へて頂きますと、私もさすがに聰明な提議者だと考へるのであります。私は実はこの法律を拜見をして、先ほど委員各位から質問のあつたように、この練達の、而も豊富な経験をお持ちになつてゐる坂田さんとしては、まあこゝろ名前前で法律をお出しになつておりながら、

内容を拜見すると、ちよつとこれでは千慮の一失ではないかといふふうには私は考へる。その一失が而も生産及び普及を促進するといふことを明記しておるにもかかわらず、普及の促進に關しては、もうあと全然この中に出て来ないといふことは、これは恐らく私は聰明な提議者でありますから、種子の普及法といふふうなものでも別途にお考へになつておるのではないか。(笑聲)その辺について一つお考へを聞かして頂きたいと思つて。

○農林廳議員(坂田英一君) 誠に的確な御指摘であります。が、(笑聲)これは申すまでもなく非常に問題としていろいろの問題を包含しておるわけでありまして、いゝ／＼の点について専門家のかた／＼にも我々も御相談をし、いろいろそれらの問題について検討を加へて進んだわけでありまして、要するにこの普及の問題といふのであります。が、もつと徹底的に申しますと、いゝ／＼と、原種園、採種園という制度が、法制上になつたために途中で切れるといふこともあつたのであります。とにかくその制度ができて、さうして農家との関連も結付かれて或る程度の効果を上げておつた、かやうに思ふのであります。が、その普及の問題にいたしまして、この採種園からして農家にどういふふうな結付けたらいいかといふような点になりますと、もう少し原種園、採種園の制度を確立させて、さうしていゝわゆる指定種子生産補助といふものの指定をし、そこに集中的に指導を加へ、さうしてさうにして立毛検査もして保証書も付けて行くといふ、生産面において、もう少し的確な制度をやりながら、それが農家にどう普及

させたいかといふ面について、遺憾ながらもつと検討を加へなければならぬ面があると思つてゐるのであります。この点について今までのいゝ／＼専門家なり農林省のこのほうに携つておるいゝ／＼の人々にも聞きますけれども、その点はもう一遍検討を加へて進んで行きたい、こゝろいふような考へ方であり、私もさういふ考へ方であり、先ずこの骨を作つて、それから身を付けて行く、こゝろいふことであります。特に種子の問題は重要な問題でありますので、ちよつといゝ／＼の点において実情に附わんといふやうなことを、余り急ぎましても却つて結果がよくないのじやないか、かやうに考へましたために、主として監督とかやかまひのことよりも、指導助長といふものと結付けたやつで行つて見よう、こゝろいふ考へ方になつたわけでありまして。

○農林廳次郎君 それでは骨だけであつてあと皮と肉はこれから作るということですから、さういふ意味で了承いたしました。が、私も実はこゝろいふ仕事には大陸で苦い経験を持つておりますので、折角いい種は作つたけれども、これがなかなか普及されないといふことが、やはり共通の悩みであつたろうと思ふし、今後そこには大きな隘路があろうと私は考へる。そこでこの問題は後日に譲ることになりました。で、この法律の内容について一、二点お伺ひしたいのですが、これは局長にお答へ願へば結構だと思つて。その一つは第七條のところに、都道府県に對しては、云々といふことがありますが、それから同じく第七條の二項のところに、主要農作物の種子の生産を

行う都道府県に対して云々ということがあるのですが、第七條の二行目に、指定生産者に対しては云々、この補助規定のところ、都道府県のほうには二つの助成が講ぜられておるわけですが、その内容はどういふ違いがありますか。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘のようにな文面は多少不明でございますが、第七條の初めのほうの都道府県に対する補助助成は、この指定補助に対する審査乃至指導といった面についての、いわば事務的なものに対する助成でございます。第二項の、県に対する助成は、これは県が原種圃を經營するといったような場合の助成でございます。二項には種子の生産と書いてございますが、これは意味するところは原種圃の經營をする都道府県という意味でございます。

○飯島達次郎君 今のお答でよくわかりました。そうするともう少し関連した細かなこととお伺いしたいのは、先ほどなたからも指摘があつたようにですが、本年度の予算で拜見すると、反当りの補助が原種圃の場合には、水稻及び麦類については反当三千円ということに、而も採種圃に関しては米と麦類というものが固然と区別をされて、水稻に関しては千円、然るに麦類に関しては七百円という、こういう別扱いがされておるのは一体どういふ根拠に基くか。

○説明員(黒川計君) この原種圃と採種圃に私たちが調査をした結果に基きまして原種圃或いは採種圃をするためにどれだけ余計費用がかかるということ計算したのであります。原種圃については大体四千四百円くらいかかる、

そのうちまあ三千円、それから麦につきましては三千五百円ぐらいのところを三千円というよりなことで大蔵省で予算が通つたのであります。それから採種圃につきましては同様の計算で行きまして我々としましては最初せめて稲については二千円、麦については千五百円ということを要求したのであります。これが千円と七百円に査定をされたところといういきさつです。

○飯島達次郎君 これは、予算査定上の経過の御説明を受けたのですが、私は来年はこれは是非とも原種圃なみに稲と麦に対して差をつけたいようにして頂く必要があろう。原種圃について差がないのならやはり採種圃においても同様に差をつけたい。これはやつて頂くことが必要だと考えております。

それからその次にお伺いしたいことは先ほどの提案者の御説明で私は了承したのですが、結局最後の目的は主要食糧の自給度を向上させるといふ吉田内閣の根本方針から出発しているように判断するわけでありまして、とすれば昭和二十七年並びに今後の種子の生産並びに普及、そのうちの種子の更新計画というふうな年次計画が立てられて、そうしてこゝろ予算請求がなされておるのじやないかと思つたのですが、只今その内容をここで聞きたいとは思ふ資料をこの次の審議の過程の参考にしたので、一つ御提出を願いたいと思ひます。

○衆議院議員(坂田英一君) 大体その計画は二カ年六割更新と言つてから、大体一年に三割ずつの更新を進めて行くという計画で進んでおるわけ

あります。まあ資料等は後ほど提出いたします。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四分散会

昭和二十七年五月一日印刷

昭和二十七年五月二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所